

低炭素型自動車交通推進事業費補助金（バス分野）交付規程

第1章 総則

（適用）

第1条 この交付規程は、経済産業大臣が定める低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、公益社団法人日本バス協会（以下「日バス協」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図る。

2 日バス協が行う当該補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この交付規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、自動車交通分野の輸送の効率化を促進するため、一般乗合旅客自動車運送事業の利便性向上や利用促進に関する複数の取組みを総合的に講じる事業に対して必要な経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことにより、マイカー利用から乗合バス等利用への転換を促進し、旅客自動車交通分野のエネルギー使用量等を削減し、もって旅客自動車分野の省エネルギー・低炭素化の促進を目的とする。

（用語の定義）

第3条 この交付規程において使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語によるものとする。

第2章 補助事業

（交付の対象）

第4条 日バス協は、この補助金の目的を達成するため、国の補助金の交付を得て、補助事業に必要な経費の一部を予算の範囲内において交付する。

2 補助金交付の対象となる事業は、以下の各号に掲げる取組みから2つ以上を組み合わせることとする。（ただし、7号については、7号での2つ以上の組み合わせも対象とする。）

（1）ルート・ダイヤの利便性の向上に資するための取組み

（2）速達性・定時制向上に資するための取組み

（3）バス停留所利用圏域拡大に資するための取組み

（4）価格競争力の向上に資するための取組み

（5）わかりやすさの向上に資するための取組み

（6）バス利用率の向上に資するための取組み

（7）その他マイカー利用から路線バス利用への転換促進に資するための取組み

3 第1項の経費のうち、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助事業に係る補助率及び補助金の額)

第5条 補助事業に係る補助率は補助対象経費の1/2以内とし、補助金の交付限度額については、一事業当たり下限額を3百万円、上限額を3千万円とする。ただし、総額は予算の範囲内とする。

(補助事業の募集等)

第6条 日バス協は、補助金の交付の申請について、広く一般に募集するものとし、その期間等については、別に定めるものとする。

(申請者の資格等)

第7条 申請者は、一般乗合旅客自動車運送事業者等であって、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 乗合バス関連の機器・システムメーカー、コンテンツプロバイダ(申請にあたっては、(1)又は(3)の者と共同で事業を行うこととする。)

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体・協議会

(4) 地方公共団体(申請にあたっては、(1)又は(3)の者と共同で事業を行うこととする。)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、申請することができない。

(1) 道路運送法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(法人にあつては、その役員)

(2) 経済産業省から補助金等の交付及び事業の委託の停止処置を受け、その停止期間が経過していない者

(申請)

第8条 申請者は、第6条の規定に定めるところにより、補助事業の申請をしようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に日バス協が定める書類を添付して、日バス協が別に定める期間に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

3 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

(審査委員会)

第 9 条 日バス協は、補助金の交付決定を適正に行うため、日バス協内に低炭素型自動車交通推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の設置、運営及び審査に必要な事項は、別に定める。

(交付の決定等)

第 10 条 日バス協は、第 8 条第 1 項の規定による申請書の提出があり、その申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が本交付規程に適合すると認めるときは、審査委員会に付議するものとする。

2 日バス協は、当該申請に係る審査委員会の審査の結果を受け、補助金を交付すべきと認めるときは予算の範囲内において速やかに交付決定を行い、様式第 2 による補助金交付決定通知書により申請者に通知を行うものとする。

3 日バス協は、前項の通知を行うに当たり、条件を付することができるものとする。

4 日バス協は、第 2 項の交付決定を行うに当たり、補助対象経費の 1 / 2 以内又は補助金の交付限度額のいずれか低い額を補助金の交付決定額とする。

5 日バス協は、第 2 項の交付決定を行うに当たり、第 8 条第 2 項の規定による申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

6 日バス協は、第 8 条第 2 項のただし書きによる申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行う旨の条件を付して交付の決定をするものとする。

7 日バス協は、当該申請に係る第 1 項の審査委員会の審査の結果を受け、当該事業が採択されなかったときは、様式第 3 による補助金交付申請不採択通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 前条第 2 項の補助金交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して、7 日以内に様式第 4 による補助金交付申請取下書を日バス協に提出しなければならない。

第 3 章 補助事業の実施

(補助事業の開始等)

第 12 条 補助事業者は、第 10 条第 2 項に定める補助金交付決定日以降、その交付の決定の内容に基づく補助事業を開始することができる。ただし、交付決定日以前において、申請者の自己責任で準備等を行うことについてはこれを妨げないが、これに要した経費については補助対象外とする。

2 補助事業者は、当該補助金交付決定通知を受けた日の属する会計年度の2月15日までに、少なくとも3ヵ月以上の実証事業及び効果検証を行い、補助事業を完了しなければならない。

(契約等)

第13条 補助事業者は、当該補助事業の実施にあたって、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の遂行上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象経費の支払いは、手形によるものではないこと。

(計画変更等の承認等)

第14条 補助事業者は、第8条第1項に定める様式第1の補助金交付申請書又は添付書類の内容を変更しようとするとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第5による補助事業計画変更等承認申請書を交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日までに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第3号ただし書きの軽微な変更にあつては、様式第6による補助事業計画変更等届出書を日バス協に届け出ることにより、その承認に代えることができる。

(1) 法人の場合にあつては代表者等の変更があるとき

(2) 補助事業の全部又は一部を他人に承継しようとするとき

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次の ~ で定める軽微な場合を除く。

補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効果的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

補助目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

(5) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(6) その他、日バス協が必要と認め指示したとき

2 日バス協は、前項の計画変更を承認したときは、当該補助事業者に様式第7の補助事業計画変更等承認通知書により通知するものとする。この場合において、日バス協は必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとし、交付決定額の変更については、原則減額とし、増額は行わない。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第10条第2項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を日バス協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 日バス協が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づ

いて債権の譲渡を行い、補助事業者が日バス協に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、日バス協は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が日バス協に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 日バス協は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 日バス協は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、日バス協が行う弁済の効力は、日バス協が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、日バス協の要請があった場合には、速やかに様式第8による補助事業実施状況報告書を日バス協に提出しなければならない。

（事故の報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が第12条第2項に定める期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第9による補助事業事故報告書を日バス協に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日までとする。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）は、完了した日から30日以内又は完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助対象経費に係る支払いを完了させ、様式第10による補助事業実績報告書に日バス協が定める書類を添付して、日バス協に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、日バス協の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに前項に準ずる実績報告書を日バス協に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項に定める実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、日バス協は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 日バス協は、前条第1項の補助事業実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容(第14条第1項の規定に基づく変更承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助対象経費の実績額の1/2以内又は交付決定額のいずれか低い額を交付すべき補助金の額と確定し、補助事業者の様式第11による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 日バス協は、第18条第4項の規定による実績報告がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに日バス協に提出しなければならない。

- 2 日バス協は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して補助事業者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、補助事業者は返還の期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納に係る金額に対して年利10.95%の割合で計算した延滞金を日バス協に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定に基づく補助金の額の確定通知を受けて補助金の支払いを受けようとするときは、様式第11による補助金の額の確定通知書を受理した日から7日以内に、様式第13による補助金精算払請求書を日バス協に提出しなければならない。

- 2 日バス協は前項の請求書の提出を受けて、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第22条 日バス協は、第14条第1項第4号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第10条第2項の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、要綱、本交付規程の規定若しくは日バス協の指示に違反した時

- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
 - (5) 補助事業者が補助事業を実施中に第 7 条第 2 項第 1 号に該当するに至ったとき
 - (6) 前各号に定めるほか、補助金を交付することが不相当であると認める事由があるとき
- 2 日バス協は、前項の規定による補助金の交付の取消し又は変更をしたときは、補助事業者に速やかに様式第 1 4 による補助金交付決定取消通知書によりその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定は、第 1 9 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があった後についても、適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第 2 3 条 日バス協は、前条第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあって、既に補助金を交付しているときは、様式第 1 5 による補助金返還請求書により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の補助金の返還の期限及び延滞金の納付については、第 2 0 条第 3 項の規定を準用する。
- 3 日バス協は、第 1 項の返還を命ずる場合 (第 2 2 条第 1 項第 4 号から第 6 号に掲げる場合を除く。) には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて当該補助金の額に対し年利 1 0 . 9 5 % の割合で計算した加算金の納付を命ずることができる。
- 4 前項の加算金の納付については、第 2 項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第 2 4 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産等」という。) については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 1 6 による取得財産等管理台帳等を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 1 8 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 1 7 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 日バス協は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入が有り、又は有ると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

(取得財産等の処分の制限)

- 第 2 5 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円以上の機械、器具、設備等については、一定期間その処分 (補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること等をいう。) を行ってはならない。ただし、第 3 項により日バス協から承認を得て行う処分については、この限りではない。
- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数

等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期限内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、予め様式第18による財産処分承認申請書を日バス協に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第3項の承認後、取得財産等を処分することにより収入が有り、又は有ると見込まれるときは、速やかに日バス協に報告しなければならない。
- 5 日バス協は、前項の場合には期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助事業者に対して請求するものとする。ただし、納付を請求することができる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。
- 6 前項の場合においては、第20条第3項の規定を準用する。

第4章 雑則

（区分経理）

第26条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、日バス協の要求があったときは、いつでも報告に供せるよう保存しておかなければならない。

（日バス協等による調査）

第27条 日バス協は、補助事業の交付業務の適正な運営を図るために、必要な範囲内において補助事業者に対し、所要の調査を行うことができるものとする。

- 2 日バス協は、日バス協の職員等に前項の調査を行わせることができる。

（1年後における事業実施効果報告）

第28条 設備機器等を導入した補助事業者は、補助事業終了1年後における事業実施効果について、様式第19による事業実施効果報告書をデータ取得完了後90日以内に日バス協に提出するものとする。

（2年後以降における事業実施状況報告）

第29条 設備機器等を導入した補助事業者は、当該事業の実施状況について、様式第20による補助事業実施状況報告を当該補助事業の完了した日から2年及び3年が経過する日から30日以内に日バス協に報告するものとする。

- 2 補助事業者は、事業完了3年経過後においても、当該設備機器等の法定耐用年数が経過するまでの間において、日バス協から実施状況の報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（附 則）

- 1 この交付規程は、経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。

別表

補助対象経費の区分
(イ) 委託費
(ロ) 備品費
(ハ) 印刷製本費
(ニ) 会場借料
(ホ) 運搬費
(ヘ) 講師謝金等
(ト) 委員会経費
(チ) 職員等旅費
(リ) 通信費
(ヌ) 機器等借料
(ル) 広報宣伝費
(ヲ) 消耗品費
(ワ) 燃料費
(カ) その他事業を行うために特に必要と認められる経費

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付申請書

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金の交付を受けたいので、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

注1：共同事業の場合は、代表申請者を定め、連名で申請すること。(この場合、代表申請者は、代表申請者と明示すること。)

注2：共同事業の場合は、各共同事業実施者、代表申請者に対して、申請手続き、実績報告及び補助金支払い請求にかかる手続きのとりまとめを委任する旨の文書を添付すること。

【添付書類】交付申請書には下記の ~ を添付すること。

様式第1の別紙「補助対象経費算出明細」

法人登記簿謄本、会社案内、決算報告書(直近2ヶ年分)

記

1. 申請者

申請者	(フリガナ)	
	名 称	
	(フリガナ)	
	代表者役職・氏名	
	住 所	〒
	設 立 年 月 日 (事業開始年月日)	
	資 本 金	
	事 業 内 容	
	従 業 員	
	(団体の場合) 主 要 加 盟 企 業	
連絡担当窓口	(フリガナ)	
	氏 名	
	所 属 ・ 役 職	
	(フリガナ)	
	会 社 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号 (代表・直通)	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	

注3：共同事業の場合は、各申請者がそれぞれ別葉に記載し、添付すること。

2. 事業の概要

(1) 事業の内容		
申請事業の種類・・・低炭素型旅客自動車交通利用促進事業		
補助金交付の対象となる事業の取組み (~ の取組みから2つ以上の組み合わせを選び にレ点を付けてください。ただし、 については、 の取組みでの2つ以上の組み合わせも対象とします。) ルート・ダイヤの利便性向上に資する取組み 速達性・定時性向上に資する取組み バス停留所利用 圏域の拡大に資する取組み 価格競争力の向上に資する取組み わかりやすさの向上に資する取組み バス利用率の向上に資する取組み その他マイカー利用から路線バス利用への転換促進に資する取組み		
事業名	事業内容(概要)	得られる効果(概要)
(2) 実施計画...計画している事業内容について記入して下さい。		
実施地域・場所		
計画内容		
評価手法		
(3) 事業実証期間		(4) 効果検証期間
開始予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
完了予定日	平成 年 月 日	(日間)
(5) 得られる効果について...定量的な目標を含め記入して下さい。		
得られる効果	(具体的に)	

注4：共同事業の場合は、代表申請者が共同申請者の実施分を含め、全体計画をまとめること。

注5：事業内容、実施計画、実施スケジュール、実施予定場所の地図等、詳細を説明する書類(自由書式)を添付すること。

3. 補助金交付申請額 (総括)

(1) 補助事業に要する経費	円 (うち消費税 円)
(2) 補助対象経費	円 (うち消費税 円)
(3) 補助金交付申請額	円 (うち消費税 円)

注6: 「補助事業に要する経費」とは、補助事業を行うにあたり必要となる経費をいう。

「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち、低炭素型自動車交通推進事業(バス分野) 交付規程別表に定める経費をいう。

注7: 共同申請者がいる場合、共同申請者の金額も含めた合計額を記入して下さい。

注8: 補助金交付申請額の上限額は30,000,000円、下限額は3,000,000円とする。

注9: 補助金に係る消費税等仕入控除税額を控除していない場合は、消費税相当額を()内に記入してください。

注10: 自社又は関係会社からの調達分又は収入等がある場合は、利益相当分を差し引いて下さい。

共同事業の場合は、下表に各申請者の内訳を記載すること。

申請者名	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金交付申請額 (円)
合計			

申請者名称： _____

4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
合計	Ⓐ	Ⓑ		
運賃収入等	Ⓒ	$Ⓒ \times \text{Ⓑ} / \text{Ⓐ}$		
差引		Ⓓ	1 / 2	$\text{Ⓓ} \times 1 / 2$

注11：補助事業に要する経費 補助対象経費となります。

注12：補助対象経費の区分には、補助対象経費が「無」で補助事業に要する経費が「有」の場合も記入してください。

5. 補助事業に要する経費の運賃収入等内訳

運賃収入等	内 訳			
	運賃収入			
円	円	円	円	円

注13：運賃収入及び運賃収入以外の収入を記入してください。

6. 資金調達計画 (補助事業に要する経費)

調達先	補助金	運賃収入等	自己資金	借入金	合計
調達金額	円	円	円	円	円

注14：共同事業の場合は、各申請者がそれぞれ別葉に記載し、添付すること。

(様式第1の別紙)

補助対象経費算出明細

申請者名称： _____

補助対象経費の区分	補助対象経費(円)	積 算 内 訳
合 計		

注1：積算内訳には単価×数量を記載してください。また、単価の根拠は、参考見積等を添付する。

注2：交付申請書様式第1-5「4.補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額」のうち、補助対象経費の明細を記入すること。

注3：共同事業の場合は、各申請者がそれぞれ別葉に記載し、添付すること。

(様式第2)

日バス協第 号
平成 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人日本バス協会
会長 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け、第 号で申請のあつた平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付申請書については、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第10条第2項の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助金の交付対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け、第 号にて申請があつた平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の総額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知する。
4. 補助対象経費及び補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
5. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額若しくは交付決定額のいずれか低い額とする。
6. 補助事業者は、適正化法、同法施行令及び低炭素型自動車交通推進事業(バス分野)交付規程の定めるところに従わなければならない。
7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

(様式第3)

日バス協第 号
平成 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人日本バス協会
会長 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付申請不採択通知書

平成 年 月 日付け、第 号で申請のあつた平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付申請書については、不採択としたので、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第10条第7項の規定に基づき通知する。

記

1. 事業名

2. 不採択理由

(様式第 4)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付申請取下書

平成 年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定のあった平成 年度
低炭素型自動車交通推進事業費補助金については、低炭素型自動車交通推進事業費補助
金（バス分野）交付規程第 11 条の規定に基づき、下記のとおり申請を取り下げます。

記

補助金交付申請取下理由

注：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で提出すること。

(様式第5)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業計画変更等承認申請書

平成 年 月 日付け、日バス協第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金について、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり計画変更を申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 計画変更の補助事業に与える影響
3. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)別紙
4. 同上の算出基礎

注：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で提出すること。

(様式第6)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業計画変更等届出書

平成 年 月 日付け、日バス協第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金について、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第14条第1項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり計画変更を届出します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 計画変更の補助事業に与える影響
3. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額・・・別紙
4. 同上の算出基礎

注：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で届出ること。

(様式第7)

日バス協第 号
平成 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人日本バス協会
会長 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業計画変更等承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあつた平成 年度低炭素型自動車交通推進事業計画変更等承認申請については、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1. 審査結果
2. 承認の条件
3. 不承認の理由

(様式第8)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金について、低炭素型自動車交通推進事業
費補助金(バス分野)交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実施状況

2. 補助事業に要する経費の使用状況・・(別紙)

注：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で報告すること。

(様式第8 別紙)

平成 年度補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する経費 区 分 の 合 計	補助事業に要する経費		
	支出実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)	合 計
小計			
小計			
小計			
合 計			

経費区分ごとに小計を記入するとともに合計も記入すること。

(様式第9)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金事故報告書

平成 年 月 日付け、日バス協第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金について、事故が生じたので、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

注：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で報告すること。

(様式第10-1)

(1/5)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業実績報告書

平成 年 月 日付け、日バス協第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金について、低炭素型自動車交通推進事業費補助金（バス分野）交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

注1：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で報告する。

【添付書類】実績報告書には、下記の ~ を添付すること。

様式第10の別紙1「補助対象経費算出明細」

様式第10の別紙2「補助対象経費使用明細書」

様式第17「取得財産等管理明細表」

1. 補助事業者

補助事業者	(フリガナ)	
	名 称	
	(フリガナ)	
	代表者役職・氏名	
	住 所	〒
連絡担当窓口	(フリガナ)	
	氏 名	
	所 属 ・ 役 職	
	(フリガナ)	
	会 社 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号 (代表・直通)	
	F A X 番 号	
E - m a i l		

注2：共同事業の場合は、各補助事業者がそれぞれ別葉に記載し、添付すること。

2. 事業の概要

(1) 事業の内容		
事業名	事業内容	
(2) 実施内容...実施した具体的な内容について記入して下さい。		
(3) 事業実証期間		(4) 効果検証期間
開始日	平成 年 月 日	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
完了日	平成 年 月 日	(日間)
(5) 得られた効果について...この事業により得られた効果について定量的に記入して下さい。 (交付申請時の目標に対する達成度についても要因分析の上、具体的に記入して下さい。)		

注3：代表補助事業者が共同補助事業者の実施分を含め、全体内容をまとめること。

注4：実施内容、得られた効果、実施期間、波及効果等、詳細を説明する書類（自由書式）を添付すること。

3. 補助金交付額(総括)

(1) 補助事業に要した経費	円 (うち消費税 円)
(2) 補助対象経費	円 (うち消費税 円)
(3) 補助金交付額	円 (うち消費税 円)

注5:「補助事業に要した経費」とは、補助事業を行うにあたり必要となった経費をいう。

「補助対象経費」とは、「補助事業に要した経費」のうち、低炭素型自動車交通推進事業(バス分野)交付規程別表に定める経費をいう。

注6:共同補助事業者がいる場合、共同補助事業者の金額も含めた合計額を記入して下さい。

注7:補助金交付額の上限額は30,000,000円、下限額は3,000,000円とする。

注8:補助金に係る消費税等仕入控除税額を控除していない場合は、消費税相当額を()内に記入してください。

注9:自社又は関係会社からの調達分又は収入等がある場合は、利益相当分を差し引いて下さい。

共同事業の場合は、下表に各補助事業者の内訳を記載すること。

補助事業者名	補助事業に要した経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金交付額 (円)
合計			

補助事業者名称： _____

4. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付額
合計	Ⓐ	Ⓑ		
運賃収入等	Ⓒ	$C \times B / A$		
差引		Ⓓ	1 / 2	$D \times 1 / 2$

注1 1：補助事業に要する経費 補助対象経費となります。

注1 2：補助対象経費の区分には、補助対象経費が「無」で補助事業に要した経費が「有」の場合も記入してください。

5. 補助事業に要する経費の運賃収入等内訳

運賃収入等	内 訳			
	運賃収入			
円	円	円	円	円

注1 3：運賃収入及び運賃収入以外の収入を記入してください。

注1 4：共同事業の場合は、各補助事業者がそれぞれ別葉に記載し、添付すること。

(様式第10の別紙1)

補助対象経費算出明細

補助事業者名称： _____

補助対象経費の区分	補助対象経費(円)	積 算 内 訳
合 計		

注1：積算内訳には単価×数量を記載してください。

注2：実績報告書様式第10-5「4.補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付額」のうち、補助対象経費の明細を記入すること。

注3：共同事業の場合は、各補助事業者がそれぞれ別葉に記載し、添付すること。

(様式第 1 0 の別紙 2)

補助対象経費使用明細書

区分 _____

補助事業者名称 _____

整理番号	年 月 日	支 払 先	内 訳	金 額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
合 計				

注 1 : 補助対象経費の区分別に整理し、伝票類 (領収書、請求書、見積書等の経理証拠書類の写し)
及び物品購入費、外注費等にあたっては仕様書、契約書等の写しを添付すること。

なお、伝票類等を添付する際には、明細書の当該整理番号を記述して整理する。

注 2 : 共同事業の場合は、各補助事業者がそれぞれ別葉に記載し、添付すること。

(様式第11)

日バス協第 号
平成 年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人日本バス協会
会長 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け、平成 年度低炭素型自動車交通推進事業実績報告書
については、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第19条第1
項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

金 円

注：共同補助事業者がいる場合は、各補助事業者分の内訳を作成し、添付する。

(様式第12)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
及び代表者名 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金に係る消費税額
及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け、日バス協第 号で額の確定通知のあった平成 年
度低炭素型自動車交通推進事業費補助金に係る補助対象事業の消費税について、低炭素
型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第20条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額(交付規程第19条第1項による額の確定額) 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 円
4. 補助金返還相当額(3.から2.を引いたもの) 円

(注1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(注2) 共同事業の場合は、各補助事業者の内訳を作成し、添付すること。

(様式第13)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け、日バス協第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金の額の確定日
2. 補助金の額の確定額 金 円
3. 請求金額 金 円
4. 補助金の振込先
 - (1) 受 取 人 住所
(口座名義人) 名称
カナ名称
 - (2) 振込先金融機関及び支店名
 - (3) 預 金 種 別
 - (4) 口 座 番 号

注：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で請求することとし、補助金の振込先は代表補助事業者に行います。

(様式第14)

日バス協第 号
平成 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人日本バス協会
会長 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け、日バス協第 号で交付を決定した標記補助事業については、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第22条第2項の規定に基づき、補助金の交付決定を取消す。

記

交付決定取消理由

注：交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、これに準じて通知する。

(様式第15)

日バス協第 号
平成 年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人日本バス協会
会長 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金返還請求書

平成 年 月 日付け、平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金精算払請求書に基づく補助金の支払について、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 補助金交付金額
2. 補助金返還金額
3. 補助金返還期日

(様式第 16)

取得財産等管理台帳

補助事業者名：_____

区分	財産名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考

(注)

- 1 . 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が低炭素型自動車交通推進事業(バス分野)交付規程第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 . 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とすること。
- 3 . 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 . 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 . 共同事業の場合は、各補助事業者がそれぞれ別葉に作成すること。

(様式第17)

取得財産等管理明細表(平成 年度)

補助事業者名

区分	財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用 年数	保管場所	補助率	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が低炭素型自動車交通推進事業(バス分野)交付規程第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とすること。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 共同事業の場合は、各補助事業者がそれぞれ別葉に作成すること。

(様式第18)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業財産処分承認申請書

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を処分したいので、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細(別紙)
2. 処分の内容
3. 処分の理由
4. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)
5. 処分の条件

(注1) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(注2) 共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で申請すること。

(様式第18の別紙)

処分しようとする財産の明細

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	備考

(注)

1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

(様式第19)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業実施効果報告書

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金に係る補助事業について、低炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第28条の規定に基づき、別紙のとおり事業実施効果を報告します。

注1：共同事業の場合は、代表補助事業者と共同補助事業者が連名で報告すること。

(様式第19の別紙)

補助事業実施効果報告書

1. 事業名

2. 実施内容

3. 実施効果

4. 波及効果

注2：共同事業の場合は、代表補助事業者が共同補助事業者の実施分を含め補助事業全体をとりまとめること。

注3：実施内容、実施効果、波及効果等、詳細を説明する書類（自由書式）を添付すること。

(様式第20)

平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

補助事業実施状況報告書

平成 年度低炭素型自動車交通推進事業費補助金に係る補助金交付を受けた事業について、炭素型自動車交通推進事業費補助金(バス分野)交付規程第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり実施状況を報告します。

記

実施状況(設備・機器等の利用状況、事業の普及状況等)

注1. 共同事業の場合は、代表補助事業者が共同補助事業者の実施分を含めてとりまとめ、報告すること。

注2. 必要に応じて、実施状況の詳細を説明した書類(自由書式)を添付すること

注3. 当該補助事業の完了した日から2年及び3年が経過する日から起算して30日以内に提出すること。